



措置がございしますが、この経過措置をもう少し緩和していけばその権利の保全はできるはずなんです。だから権利の保全ということと、それから国土の保全ということと二つを天びんにかけてとき、この改正は権利の保全に重点を置いて、国土の保全というものを非常に軽視しておられると思うのでございしますが、それについての大臣のお考えを承りたい。

○佐藤内閣大臣 両方考えたつもりでございしますが、法文の問題、事務局からお答えさせたいと思います。

○佐橋政府委員 ただいまの御指摘でございしますが、地盤沈下を現に來たしておるといふことは、必ずしも条件でございせんので、水位が低下しておる場合あるいは汚水、塩水が混入するおそれのある場合というものが、一つの条件になっておるわけでありまして、工業用水の布設の可能性というものが、一つの条件になっておりますが、これは御承知のように、ただいまも御指摘がありましたが、工業につきましては、水というものがいわゆる生命でございまして、この既得権を剝奪するのには少なくとも代替水源というものの可能性がないと、これは非常に問題があるかと考えますので、現在われわれは地盤沈下を來たすおそれのある場所は、工業用水の布設を優先的に考慮いたしておりますので、こういった条項がありまして、これが制約になるということとは、われわれの方としては考えておらないわけでありまして。

です。水質の保全ということと地盤沈下問題とは別問題です。あるいは随伴現象として出てくるかもしれないが、とにかく私たちが問題にしておるのは、国土保全ということの問題にしておる。水質が汚濁するかせぬかは工業用水の方、工業の問題であつて、産業の問題であつて、国土保全の問題じゃない。だから私たちが、この今度の問題を大きく取り上げて、工業用水法も改正せよ、未利用水も規制せよと大きく主張するゆえんのものは、国土保全という立場に立脚していくときに、この指定区域というものは、水質保全をする必要があるために指定されるのは、何ぼでも広く指定していただけたらけっこうです。しかしながら違つた意味において、国土保全のために指定していくというふうな意味におけるところの指定は、これは水道が布設される予定のあるところをなければいかぬ、こういうようなことをつけ加える必要はないと私は言うのです。むしろここは地盤沈下がすでに始まつておる、水をどんどんくみ上げちゃいかぬところだ、というところをまず指定して、そこで今度は、それじゃすにくみ上げておるものについてはこういう措置を講じてあげます、こういうことを二段階にやれば、経過措置としてはかばいばいのである。工業用水ができるまでは現在くみ上げておるものは許可しよう、こういうようにすればいい。そうでなければ指定されないところは工業用水道ができない、政府の方で計画しておらない、計画しておらないが、すでに地盤沈下は始まつておるといふところがあるでしょう。そういうところはやつぱり新たにくみうと

するものとはめるといふことをやらなければだめじゃないですか。それを私は言うのです。

○佐橋政府委員 この三条で規定しております地下水の水位の著しい低下あるいは汚水、塩水混入というものは、決して水質を問題にしておるわけではありませぬので、これは肺病の現象と同じで、塩水、汚水が混入するような事態になりますと続いて地盤沈下が起こるといふことをわれわれの方は予期をいたしまして、そういう事態が出てくればこれはもういよいよ地域指定としての条件をかなえたものだ、こういうように予防的に考えておるわけでありまして、ただいま御指摘の工業用水法は三十一年から施行いたしておりますので、そのときには今回の改正前でありまして、これは地下水の合理的な使用をはかるのだというところに主目的があつたわけでありまして、地盤沈下は副次的な目的であつたわけですから、これが今回の改正で、いわゆる水の合理的な利用とあわせて主目的に地盤沈下を規定したわけでありまして、その意味におきまして、前からありますいわゆる工業用水が工業にとつて絶対なものでありまして、関係上、代替水源の条件というものを規定しておるわけでありまして、これはただいま、おそれのあるような場合、あるいは地盤沈下を現実に来たしているような場所におきましては、現実問題として工業用水道の布設計画を立て、現に実行いたしておりますので、事実問題とすればこの条項がじゃまになつて、地盤沈下地帯であるいはそういうおそれのある地帯が指定できないということはないと考えております。

○岡本(隆)委員 それではお伺いしますが、今度の改正をされましたら、現在指定されておる地域、たしか七つの地域を指定しておられますね。今度の改正に伴つて、じゃあもつと範囲をお広げになるおつもりなのかどうか、お広げになるとするならば、主としてどの地域に対してお広げになるおつもりか、そういった点についてお伺いしたい。

○佐橋政府委員 大阪のまだ指定になつておらない、いわゆる城北地帯だとか、あるいは西宮とかというところを現在考えております。

○岡本(隆)委員 それでは大阪は、大阪市としては将来計画として大阪市全市に条例でもつてくみ上げを規制したいというふうな意図を、すでに早くから大阪市の出しておる地盤沈下対策の文書を見ますと書いてございしますが、大阪市については全市について規制区域とされますか。

○佐橋政府委員 問題のある地域は全部であります。

○岡本(隆)委員 そうすると、単にその地域だけでなしに、たとえば川口あたりがやつぱり荒川と江戸川とにはさまれたデルタ地帯であつて、どんどん沈下しておる。「日本用水」という雑誌が出ておるのですが、すでに鉄道の鉄橋をかけなければならぬといふふうなところまで沈下が進んでおるといふふうな模様でございまして、けれども、ああいう地点というものは探せば——探さなくても相当あると思うのですが、われわれが求めていけば、資料を探して見れば幾らでも出てくると思うのですが、そういうことで、すでに建設省ではわかつておる、また

通産省でもすでにお調べであらうと思ひますし、また役所同士相談されたらすぐそういう資料は出てくるわけでありまして。そういう地盤沈下がどんどん進行しており、年間数センチもどんどん沈んでいくといふふうな地点も相当広範囲にあると思うのでございまして、そういう地域をどうされるおつもりですか、どんどん指定をしていかれるのか、その点を承りたい。

○佐橋政府委員 ただいま御指摘の川口市あたりも問題がありますので、これも地域指定をするつもりであります。われわれの方でも地盤沈下地帯と

いふのは、予想されるところは調査が済んでおりますので、逐次指定をして参りたいと考えております。

○岡本(隆)委員 逐次指定という逐次は、何年くらいの間その指定ができる見通しを持っておられますか。指定をするためには、この法律に従えば一年以内に布設の工事が開始される見込みが立つていなければならぬ。そうしますと、工業用水道計画というものを政府の方で立て、それで地方自治体でやり、同時にまた政府がそれに補助をする。すでに工業用水道の計画が立つておらなければこれは指定できないのですよ、この法律では。この法律のままで二、三年のうちにそういうふうな年間十センチ以上もどんどん沈んでいくといふところを指定できる見通しがあるのですか。それでは、あるなら具体的な計画と、あなたの方でどれだけの年間工業用水を拡張していく計画を立て、どれだけの地域に年間広げられるかといふことが年次計画としてすでに立つておらなければ、こ

う法律に基づいたところの指定ができて  
というふうなことはおっしゃれない  
と思うのでございますが、いかがです  
か。

○佐橋政府委員 工業用水道の計画に  
つきましては、さきに発表しました十  
五年計画を持っておりまして、現在い  
わゆる国家の補助事業でやっております  
のが十八カ地点、そのほか市町村、  
いわゆる公共団体が単独起債でやつて  
おりますのが大体それとほぼ同数であ  
りまして、われわれの方としては全部  
計画を持っておりまして、ただいま  
先生の御指摘のような問題の地点につ  
きましては、優先的に工業用水道を配  
置いたしまして、この指定が非常な制  
限にならないようにやって参るつもり  
でございます。

○二階堂委員長 岡本君にちよつと申  
し上げますが、通産大臣はちよつと所  
用のため出がけにならないければなら  
ないのでございますが、簡単にお願ひ  
いたします。

○岡本(隆)委員 この工業用水法の中  
には、国の責任ということが織り込ま  
れておらないのです。国土保全の見地  
からいへば、どんだん地盤沈下し  
ていくところにおいては国の責任に  
おいて代替用水を供給して、地盤沈下  
防止をやるといふ決意を国が示さなけ  
ればならない。これは、大臣にそうい  
う点よく考えていただかなければなら  
ぬと思う。地盤沈下を起こした責任は  
一体どこにあるのかということ。大  
阪などでは、すでに昭和の初年  
に、室戸台風のとくに地盤沈下が起  
こっているのが気づかれておった。そ  
してそれは、戦後間もなくからすに  
どんだん沈下しておるといふことも叫

ばれておった。そのためにだんだん橋  
と道路との間にズレができて、そして  
なを足していったり、妙な、町に奇  
形的な変形が行なわれておるといふこ  
とも御存じである。そんなふうにして  
地盤沈下というものが進んでいるにか  
かわらず、今日まで工業用水のくみ上  
げというものが野放しにされてきてお  
るというところに問題があるわけなん  
です。一つは、これは私は政府の無為  
無策であつたと思います。一つは、こ  
れはやはり沈下しておるのを知りなが  
ら自分の足を食つておるような形で、  
工場が沈む、大谷重工業とか工場が沈  
んでしまつておる、工場が沈むまでど  
んどん水をくみ上げて使つていった業  
者の愚かさというものと、私は無責任な  
エゴイズムとも言えると思うんですが  
ね。そういうものがあると思うんです  
ね。こういうものが両々相俟つて今日  
の地盤沈下を起しておるときに、や  
はり国は責任を持って地盤沈下対策と  
真剣に取り組んでいくという気がまえ  
を見せなければならぬ。だから、あ  
る程度の速度以上に沈下をしていくと  
ころについては、急速に沈下対策とし  
て代替用水を供給するといふところの  
一つの決意を国は示さなければならぬ  
い。だから、この工業用水法の改正を  
やられる限り、ビル用水の規制を強化  
し、同時に工業用水の規制を強化する  
とともに、早急に国は代替用水を供給  
するといふ決意を示さなければならぬ  
い。だから国の責任において、ビル用  
水や何かに、最後に国等の援助とい  
うのがございしますが、国等の援助とい  
うよりも国の責任という項目を一項当  
然つけ加えるべきだと私は思うのです  
が、大臣どうお考えになりますか。

○佐藤国務大臣 今回の法律がだいい  
考え方が不十分だ、こういうことで御  
批判をいただいておりますが、在来通  
産省としての考え方、今地盤沈下に主  
たる目的にするといひますか、工業用  
水、工業生産に必要な用水の確保と地  
盤沈下という二つの目的のために今回  
の改正をするのでございしますから、こ  
の法律で国の決意というものが明確に  
なつたと思ひます。またそうなくちゃ  
ならぬと思ひます。ただいま岡本さん  
からお話しになりましたが、今日まで  
の技術的な知能というか、そういう面  
でも最近の地盤沈下に対する対策など  
よほど進んで参つておりますから、人  
知の進歩、そういうことも今日のよう  
な改善を見るのでございします。あ  
ながち政治の責任だ、あるいは無能だ  
無策だといふ言つてしまふのも私は  
どうかと思ひます。ことに大阪あるい  
は尼崎地帯、またあとで出て参ります  
た新潟地区等におきまして、それぞ  
れその地方に必要な対策を講じて参つ  
ておると思ひます。またもちろん国の  
責任といふことも感じますが、これは  
同時に地方自治体の責任においても処  
理すべき事柄だと思ひますし、また関  
係の事業者等も、そういう意味では、  
御指摘になりました通りやはり反省を  
必要とするのではないかと思ひます。  
だから、そういう意味で全般の、この  
地盤沈下に対して、しかも一面工業の  
生産は落とさずその都市の繁栄をはか  
りたいといふ目的とあわせて全体が協  
力していかないとまうまいかなん  
じやないかと思ひます。工業用水など  
もそれぞれ計画が進められております  
が、今日までとくく工事の進捗がおそ  
いとかということ、国の予算的補助

もございしますが、また起債等につきま  
しても特別に政府があつせんするとか  
いうようなことでめんどろを見てきて  
いるといふので、まあ在来からのやり  
方についてはよほど欠けるところが  
あつたが、今回はさらにそれを一歩進  
めていくといふので、ただいまの立法  
を見ておるわけでございますから、そ  
ういふ意味で一つ御賛同いただいて、  
全体の協力によって自然と戦う、これ  
に打ち勝つ、こういう状態を作るべき  
ではないか、私はかように考えます。

○岡本(隆)委員 第五条の第二項で  
ございしますけれども、地下水の水源の保  
全に著しい支障を及ぼすおそれがない  
場合には指定地域の中でも基準に合  
ないところの揚水施設を許可すること  
ができるといふふうなことが書いてご  
ざいますけれどもこれはどういふ場合  
が該当するのですか。私には何か法案  
を無視して、どうしてもくまなければ  
ならぬといふようなことを言つてきた  
場合に、それを許可してやるための逃  
げ口上のように思ふのですが、これ  
はそうではなくて、具体的にどうい  
う場合には、この地盤沈下が始まつて  
おる、しかしながら揚水施設を許可し  
ても差しつかえないのだ、こういうこ  
とになるのですか。

○佐橋政府委員 現在の運用でもこの  
点は非常に厳格にやつておりますが、  
地盤沈下を招来しております地域につ  
きましては、こういう例外的な許可  
を認めておりません。法律上そういう  
ことがあり得る場合は、いわゆる予報  
地帯でございまして、たとえば製氷工  
場だとかいふような場合に、非常に低  
温度の水を要求し、しかも、その量が  
大したことはないといふような場合に

この条項を発動することがあり得ると  
考えておりますが、現在大阪等の地盤  
沈下地帯で指定を受けておりますとこ  
ろでは、こういう許認可をいたしてお  
りません。

○岡本(隆)委員 それじゃもう一つお  
伺ひしますが、工業用水法によるとこ  
ろの指定区域で、これは建設省とも関  
係があるのですが、工業用水も指定さ  
れている、ビル用水も指定されてい  
る、そういう地域で、工業用水でくみ  
上げておる水を使つてビルをどんだん  
冷房しておるといふような場合には、  
それはどうなるのですか。そういうこ  
とはできないのですか、それともでき  
るのですか。

○廣瀬(常)政府委員 私どもの方でビ  
ル用水を規制しておる場合に、建築物  
用地下水といふのは、定義に書いてご  
ざいますように、冷房設備水洗便所そ  
の他政令で定める設備の用に供する地  
下水といふことになつておりますの  
で、たゞ工業用水として作りまし  
たポンプによつて吸ひ上げた水であり  
まして、これをこのよう設備に使  
う場合には、これを禁止され  
るというところになつておると思ひま  
す。

○岡本(隆)委員 通産省、それでいい  
ですか。

○佐橋政府委員 今度新しくビル用水  
の規制法ができるわけでございますが、  
従来はいわゆる事業場、工場以外の  
事務所といひますか、そういうものは  
工業用水として一本で規制されてお  
りますので、工業用水としてくみ上げ  
たのが、そちらの方の冷房に回るとい  
ふようなことがあり得たわけでありま  
す。今度の場合にも工業用水は除くこ

とになっておりますので、その間の調節はしなければならぬと思っております。

○岡本(隆)委員 意味がわかりにくいのですが、明確に言っていただけないか。たとえば工業用水をくみ上げておりまして、それでも同時に工場の建物を、作業がしやすいように冷房をやる、そういうことはビル用水の規制が今度行なわれますと私はできないと思うのです。それが工場を冷房するのであれば、これはやはりビル用水です。工業用水は工場の冷房には使えない、こういうふうに私は理解するのですが、どうですか。

○佐橋政府委員 工場のエア・コンディショニング等で作業上どうしても工場内の温度を高湿にしておかなければならぬ、いわゆる温度をある一定の限度に保たなければならぬというような意味での冷房は、これは工業用水でございまして、これは工業用水法で規制をいたすわけであります。工業用水法と今度のビル用水規制法とは基準も全然同じでありますので、その点についての問題はなにかと考えております。

○岡本(隆)委員 建設省、今のお答えでよろしいですか。私はそうではないと思うのです。新たにビル用水の規制というものが行なわれますと、現在工業用水でくみ上げておいて、たとえば二十一センチあるいはそれ以上のものもくみ上げが許されております。ところがビル用水の規制が入りますと、今度はビル用水に使うのには新たな規制が入ってきます。だから建物を冷やすにはクーリング・タワーを、地盤沈下をしているところでは作らなければならぬと思うのです。工業用水だと

いってくみ上げて、それも同時にビルの冷房にもどんどん使って、それでもって地下水をより多く使っているというふうなことになるかと、今これは一部工業用水でございましてというふうなわけにはいかないと思ひます。そこには厳格な区分ができていなければならぬと思ひます。たとえば冷蔵業者のように、これは主たる目的が部屋の冷房そのことだけが工業用水だということならまだ話はわかりますが、作業しやういふにというふうな形において冷房が行なわれておるといふふうな工事は、このごろは工場の近代化でもってどんどんできてきております。だからあるいはまた同時に事務室にもどんどん回していると思ひます。だからそういうふうな水は、工業用水として許可されているものがそのまま流用されるということは私は間違つておる、こういうふうに理解するのでございまして、それは住宅局長いかがお考えになりますか。

○齋藤(常)政府委員 ただいまのお話のような場合に、企業局長が言われたような例の場合におきましては、企業局長が言われた通りだと考えておる次第であります。特に地域が重複する場合におきましては、技術的基準をきめる場合におきましても、通産大臣と協議してという法律上の規定もございまして、調整をとっていくということに相なりますので、問題はなくなるだろうと考えます。

○岡本(隆)委員 なれ合いの答弁をしてはいかぬです。地域が重複した場合には決して何じやないでしよう。私の思い違いですか。工業用水として

は相当今までは寛大に扱われておった。だから、基準というものが非常にゆるかった。ところがビル用水というものを新たに規制を持ち込んでいけば、それが非常に厳格になります。厳格になれば工業用水は使えないはずで、だからそれをいや、今まで使っていたのをそのままというふうな、そんなことをそのままだと使えやうな、そんなことはこれは夏になれば相当大量の水を使うのですから、使えやうな一トンの水は何ミクロンか土地を洗めていくのです。だからちつとやそつとの水を横に流しても、お役所は横流しをときどきされるから、横流しにはなれていくから水くらの横流しは何ともないというふうなお考えをされるかもしれないが、そういうふうな考え方はいけないと思ひます。だからビル用水の規制をやれば、やはり従来工業用水として許可を受けていた何とも、それはやはりビルの冷房には使えない、こういう理解の上になたなければならぬと思ひます。どうですか。

○佐橋政府委員 役所が横流しを認めておるとか言われましたが、そういうことは私あまりないと思ひます。ただいまの御指摘の点であります。現在までは、御承知のように工業用水の方は直径二インチというようになっておりますが、今度の改正で、それがビル用水の規制と同じ一インチまでを認めまして、それから先は許可にかかるとなっております。従来二インチで認められておりましたのも、今度の代替水源がいゆる給水が可能になれば、ある一定の期間で既設の井戸といえども全部閉鎖をさせるわけでありまして、新しく認める場合には、ビル用水規制法と全く同じ基準で認めていく

ことになりまますので、その点についてはいささかも問題がないとわれわれは考えております。

○岡本(隆)委員 新しく認めるものを私は言っているのじやないのです。この経過措置で大きなものがそのままだめられていくでしよう。だから、それを何に使ってはいけぬ。ビル用水の規制が入ればビルの冷房用には使えない、私はこう言うのです。

○佐橋政府委員 既設の井戸、現在まで認められておりましたものでも、今度の場合になると基準が低くなるわけでございます。だから、基準に合わないものでも認められたのが今度は一インチになるわけですから、その既設で認められておる井戸も、給水が可能になりますればこれを強制転換させるように法律を改正いたしておりますので、今まで取つておいた水は、給水可能になれば強制的にその井戸をやめさせるわけでありまして、これから新しく認めるものはビル規制法と同じようになりまますし、既設のものも同じ基準に、ある一定の期間を置けば切りかわつて参るわけでありまますので、こういう点については問題がないと考えております。

○岡本(隆)委員 今までは二インチまでのものが野放しだったわけだし、今度それが一インチになるわけですね。そうすると、一インチから二インチの間の今までは野放しになっておったがこれからは規制されるという、その限界のものが相当あるわけですね。そういうものが今度新たに規制を受けながら特に認められるわけですね。ところが、ビル用水が入ってきますと、ビル

用水が全部一インチでしよう。そうすると、全域についてビル冷却用は一インチよりできない。ところが、従来工業用水というところで、既得権を持つておる二インチのものでくみ上げながら、その水をどんどんビル用水に回させるというのではどうか、こう私は言つておるのです。だから、それはやはりビル用水の規制を受けて、ビルの冷却用にはクーリング・タワーをつけなければいかぬ、こういうことになるんじやないですか。それを、工業用水としてくみ上げを特に経過措置として許したものを何すれば、これはせつかくビル用水規制法を作ったことが意味をなさぬのじやないか。どうしても工業用水になくはならないからというのでくみ上げを認めるのだから、それをビルに転用させるといふことを認めてはいかぬというのを言うのです。

○佐橋政府委員 私はちよつと先生の御質問のあれがわからないのですが、工業用水は水そのままだが使われること、御承知のように工業用水でも水自体が原料になる場合はかりでなくて、いわゆる冷却用に使われる場合が非常に多いわけでありまます。今の一インチから二インチのものというのは、工業用水に關してはあまりその数は少ないと思ひますが、これも強制転換させるわけでありまして、ビルの場合でも経過的に、従来それ以上のものを使つております場合でも、クーリング・タワーを置いて切りかえていく。われわれの方は工業用水を給水して、その最短期間で切りかえていくということをやつておりますので、その点についての矛盾はないと私は考えております。

○岡本(隆)委員 今までは二インチまでのものが野放しだったわけだし、今度それが一インチになるわけですね。そうすると、一インチから二インチの間の今までは野放しになっておったがこれからは規制されるという、その限界のものが相当あるわけですね。そういうものが今度新たに規制を受けながら特に認められるわけですね。ところが、ビル用水が入ってきますと、ビル

用水が全部一インチでしよう。そうすると、全域についてビル冷却用は一インチよりできない。ところが、従来工業用水というところで、既得権を持つておる二インチのものでくみ上げながら、その水をどんどんビル用水に回させるというのではどうか、こう私は言つておるのです。だから、それはやはりビル用水の規制を受けて、ビルの冷却用にはクーリング・タワーをつけなければいかぬ、こういうことになるんじやないですか。それを、工業用水としてくみ上げを特に経過措置として許したものを何すれば、これはせつかくビル用水規制法を作ったことが意味をなさぬのじやないか。どうしても工業用水になくはならないからというのでくみ上げを認めるのだから、それをビルに転用させるといふことを認めてはいかぬというのを言うのです。

す。

○岡本(隆)委員 ちよつとこれは千日手みたいになってきましたからこの程度で……。

それでは通産省へのお尋ねはこれで終わりたいと思いますが、私は、通産省が工業用水というのについてやはり既得権の尊重ということを念頭に置かれることは、立場としてよくわかります。よくわかりますけれども、国土の保全ということから考えていくと、やはり既得権の温存ということに少し偏重しておられるかのように思いますので、今後、私も党内でこの改正案をもう少し強化するよう努力をしたいと思ひますけれども、通産省の方もそういう点についても一度、国土の保全という見地からどう考えていけばいいかという点について再検討をお願いしたいと思ひます。

大体今まで質問したことで済みましたから、あと二、三点だけ御質問いたしておきます。

第四項第四項の「都道府県知事は、第一項の許可に、地盤の沈下を防止するため必要な条件を附することができ。ただし、その条件は、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。」という知事が指定されたところでもみ上げを許す場合の地盤沈下防止に必要な条件というのとはどういふことか、具体的に一つ御説明をお願いしたい。

○齋藤(常)政府委員 第四項第四項で、許可の場合に条件をつけることができるという条件は、たとえて申しますと、工事をやりました場合にスレーナーの位置が適当なものになっ

ておるかどうかというように条件を確定いたしますために立ち会いをする、こういったような程度の条件をつけていくというふうに考えておる次第でございます。

○岡本(隆)委員 そうすると、不当な義務を課することとなるものであつてはならない。というように書いてございすけれども、これは念のためと申しますか、こういうような条件がすべて過酷にわたつていたり、あるいはまた不当なものであつてはならないといふことを規定したにすぎないのでございまして、ここで出てくる条件といふものは、先ほど申し上げましたような点しかあまり考えられないわけでございます。

○岡本(隆)委員 第五項でございすけれども、国または都道府県が地下水をくみ上げる場合にこれは協議をすればいいということになっておりますが、それではこの協議をする場合に大体許可をする——許可という用語がございすけれども、協議が成立をする条件というのとは、一般の他のビル用水の規制の場合と同じであるかと思うのでございすけれども、こういう何に対しては特例を認められるのですか、あるいは特例を認めずに行なわれるのですか。

○齋藤(常)政府委員 この場合に、特例として、協議をもつて許可にかえる規定をいたしましたのは、公共団体の場合でございすので、このようにしただけでございまして、その場合は協議の基準と申しますか、そういうものは一般の許可の基準と全く同様でございす。

○岡本(隆)委員 今度首都圏整備の工業団地の建設というふうな法律が出て参つております。ああいう場合に、工業団地を建設すれば当然地下水を使うということを考えておられるということ。そうすると、将来その地域にはまた地盤沈下問題が起こってくるということもある程度考えられないことはないわけですから、従つて、工業団地を建設する場合に工業用水の敷設が先決条件になつておられるかどうかという点。それからまた、くみ上げの許容量といふものをあらかじめ測定しておいて、その範囲においてくみ上げを許可していく。そして、これから後建設する工業地帯については、せつかく工業用の施設は作つたが、地盤沈下を起こして行く。あとから道路を掘り起こして工業用水道を作つていく、そういうような悪循環、二重投資はやりたくないにされる計画を持つて今首都圏の整備のことを考えておられるのか、将来に對するところの国の考え方、方針というものを建設大臣から承つておきたい。

○中村国務大臣 首都圏の過度の人口集中を排除するための衛星都市の建設でございすけれども、そういう工場を含んだ衛星都市の建設地域を指定しようとするのには、もちろんその用水の關係、交通關係、地下水の關係、あらゆる角度から検討いたしまして、それぞれの問題に照らし合せて不都合がない、こういう地域を指定していくわけでございます。従つて、もしそれが臨海地帯等でございますと、地盤沈下のおそれがあるとかいうような場合には、工業用水計画というものと並行し

なければ指定をしないということにしていく考え方でございす。従いましめて、新しく指定しました市街地開発地域について、今御指摘のございましたような矛盾の起こらないように最善の注意を払つていきたいと思つております。

○岡本(隆)委員 大体以上で質問を終わりますが、この地下水のビル用水の規制については私異議はございせんけれども、工業用水の方の改正がこれと並行しておらない、ひどいズレがございす。その点については私も非常に不満を持っておりますし、工業用水の規制というものをわれわれはやはり地盤沈下対策としてもう少し真剣に考えていかねばならないのではないかと、こういうふうに思ひますので、大臣も閣内でそういう点についての制度の改善に努力されるようにお願いして、私の質問を終わります。

○二階堂委員長 石川次夫君。

○石川委員 岡本委員の方から建築物用地下水の採取の規制に関する法律案につきましていろいろ御質問がありましたが、この法案それ自体は確かにおそきに失したうらみがあるといへども、ないにまざることは当然でございすから、決して賛成しないというわけじゃございせんが私は実はこれは不勉強で実態がよくわかりませんもので、すから、二、三の点をしるうとに教えてやるつもりで御教示をお願いしたいと思います。

まず第一に、具体的な問題として東京都に限定をして教えてもらいたいと思ふのですけれども、東京都の場合には、この法案の採取の許可を受ける場合に、地域の指定を行なうという地点

が一体どの程度のものになるか。これはまだ最終決定にはなつておらぬかもしれせんが、どういふ地点が東京の場合には特定の地域に指定されるかという点を伺ひたい。

○齋藤(常)政府委員 今御質問のございました東京都についてはどの程度のものであるかというお話でございすけれども、現在地盤沈下の現象が起こつておりますところは、主として江東地区から隅田川の河口にかけての面でございます。いわゆる沖積層の相当ございすところでございます。そういうところにつきましては、いろいろ調査もしておりますが、最も早く問題になりますのは江東地区であらうと考へております。江東地区につきましては、現在工業用水の指定の地域になつておりますが、この点につきましては、今後急速に調査をいたしまして、ビル用水についても指定をしていきたいというふうに考えている次第であります。

○石川委員 常識的に考えても江東地区といふことはわかるのですが、実は江東地区だけ規制することによつてはたして地盤沈下が防げるかどうかという問題、私しるうとでわかりませんが、いろいろの学説があると思ひます。地下水採取といふものは、その地区だけが沈下するといふのではなく、ずつと一帯の流れになつておるから、上の方でくみ上げたものでも、間接的にかもしれませんが、影響があるのではなからうか。従つて、地盤の沈下する場所だけ指定することによつて万全の対策になるかという点に非常に疑問を感ずるのであります。その点はどうでありますか。

○齋藤(常)政府委員 地域を指定する場合におきましては、この法律にも書いてございまして、地下水の採取によりまして地盤が沈下するという因果関係を突き止めないと、採取の規制により地盤沈下を防止するというような効果が上がらないわけでございします。そのためには、いろいろな調査が必要になってくるわけでございします。単に地盤沈下の量を調節するといふだけではございしませんで、あるいは水位の観測でございしますとか、あるいは地質の調査でございしますとか、地盤の水準の測量でございしますとか、どれだけの水量を取っているかというような調査の結果に基づきまして、その因果関係を学問的に探求して、その結果、これは主たる原因が地下水のくみ上げによるという場合には指定をしていきたい、こういうふうに考えております。

○石川委員 今御説明がありましたけれども、私が言いたいのは、地盤沈下を起こしている地点の地域指定だけでは抜本的な対策にはならないであろうと思ひます。要望しておきたいことはその辺の調査は、いろいろ議論の分かれるところもあるのではなからうかと思ひますけれども、その地域だけ調べればよいということではなくて、一帯の関連する地帯についても十分検討されて、地盤沈下によって起こる原因の地域、現実に起こっている地域ということではなくて、地盤沈下の起こることによって影響ある地域をも含めて指定をしなければならぬと考えますので、その点慎重に考慮をされて調査していただきたいと思ひのであります。また、東京だけに限定してわかりやす

く説明を願いたないのでありますが、建築用地下水のくみ上げということになりますと、これは冷房用あるいは水洗便所ということになります。何と云つても大きいのは、冷房関係ではないかと思ひます。そこで伺いたいのは、さらに大きな影響のあるのは工業用水で、これは言うまでもないと思ひます。ただ、工業用水、ビル用水の二つに分けて、この法案は工業用水と密接不可分の関係があると思ひますが、ビル用水に關してはほとんど異論がないような法案になつております。工業用水に關しましては、その水量も相当多いという点で、岡本さんからも適切な御質問があつたのであります。そこで数えてもらいたいのは、東京都に限定いたしまして、工業用水とビル用水はどの程度の量になるか。正確な数字をつかむことはほとんど困難と思ひますが、常識的に考えて工業用水が何トン、ビル用水が何トンというようなことが大体おわかりになつておりますか。

○齋藤(常)政府委員 江東地区について考えてみますと、工業用水が二十五万トン、建築物用水として地下水を使用しているものが二万トンというようになつておるわけでありまして、千代田区、中央区というところと比べておるとおりますのが十一万トンでございます。

○石川委員 二万トンというのはちよつと少な過ぎるような気がするのですが、夏と冬ではだいぶ違うのだと思ひます。冷房用というものは非常に大きな影響を与えるのですが、二万トンというのは、これは一年を通じての平均のことを言っているのか——夏と

冬とは大へんな違いがあるのじゃないかと思ひますが、その辺の数字わかりますか。

○前岡説明員 ただいまの御質問、感じとして非常に少ないという御意見のようでございますが、東京の中央区、それから東京都全般についても、大阪よりは若干その傾向が強いのでございしますが、大体地下水は当てにならない、そういうことで、建つております建物の大部分、それから今後建ちますやつも、ほとんど全部といつていいくらい、すでにクーリング・タワー・システムに切りかえられておるからでございます。

○石川委員 それにしても、二万トンというのは、冬ですか夏ですか、平均ですか。

○前岡説明員 夏でございます。

○石川委員 大体わかりましたが、先ほど十一万トンと言つたのは、千代田区、中央区も含めての東京都全体の数字ですが、二十五万トンは江東地区だけで、十一万トンは東京都全体というのか、その辺の数字が、ちよつとあいまいです。

○前岡説明員 十一万トンと申しますのは、千代田区、中央区だけでございします。そのほか、全都とかそういう広範囲の調査は、現在私の方で資料を持っております。

○石川委員 大体わかりましたけれども、二十五万トンに見合う千代田区、中央区は、それではどういふ数字になるのか。

○前岡説明員 工業用水の二十五万トンと申しますのは、これは工業の分散に關係がございしますので、ほとんど大部分が江東地区ということでございます。

○石川委員 そうしますと、二十五万トンはほとんど江東地区で、千代田区、中央区にはあまりないだろうというお話、わかりますけれども、二十五万トンは、江東地区だけじゃなくて、千代田区、中央区を含めて二十五万トンの、しかも千代田区、中央区というものは、合わせると十一万トンになるという、ビル用の地下水というものは相当あるということになるのです。そうなりますと、私は工業用水が圧倒的に多いのじゃないかというふうに考えたのですけれども、必ずしもそうじゃなくて、ビル用の地下水というものは相当多いということになると、江東地区だけの規制をしただけでは、地域の指定は不完全だということが、こういう数字から当然出てくるのじゃないか。そうすると、千代田区、中央区を含めての指定というところまで範囲を広めていかないと、江東地区の關係の工業用水だけの規制をしたのでは、地盤沈下の回復にはならないということが、はしなくもこの質問を通じてはつきりしてきたような気がするわけですから。その点はどうか考えになりますか。

○齋藤(常)政府委員 先ほど申し上げましたのは、さしあたって問題になるところが、江東地区である、こういうふうな申し上げたわけでございまして、千代田区あるいは中央区等のビル街につきましては、地下水を採取したという点によりまして、若干の沈下があつたようでございますけれども、最近の調査によりますと、その

います。そういうような実情がございしますので、いろいろ地盤、地質の關係等がございまして、その点もう少し深く検討いたしてみますと、今後も災害の生ずるおそれがあるということ指定してまで規制をする必要があるのかどうかという点につきましては、まだ検討の余地がございします。そういう点で今後の検討に待ちたい、こういうふうに考えております。

○石川委員 あまり長く質問する気持はないのですけれども、今の答弁で私の言いたいののは、ビル用の地下水というものは、千代田区、中央区は実際に地盤沈下が行なわれていないかもしれなけれども、この数字から見ると、地下水のくみ上げが相当ある。水といふものは江東地区だけにあるのじゃない。ずっと流れてくる。たまたま中央区、千代田区の方ではなかなか地下水といふものはくみ取れないという実態もあつて、クーリング・タワーも相当使つておるのではありませんか、それと江東地区あるいは工業地帯との關係は無關係ではない。江東地区だけくみ上げたからといって、そこだけのくみ上げた地下水の關係で地盤沈下が起こるとは考えられない。これは私だけの説じやなくて、学者もそういうことは定説になつてゐる。従つて、この場合には調査といふものは相当慎重にやつて、しかし、おそくなつていふことではない。早急にやらなければならぬ。ですから、地盤沈下が現実に起こつてゐるところだけを対象にしてやるのでは、きわめて不十分ではないか。国土の保全の点からいって、その点は十分慎重な調査をやらなければならぬ。

らぬけれども、地域の指定についてはきわめて限定された範囲では不完全だという点を十分考慮してもらいたいというところをお願いしたい。

それからあと一つは、経過措置として、二年間の間にたいものは細くする、一インチ以下にするというふうな経過措置がとられておることは当然だと思えますけれども、二年間たつて経過措置の期間を経た後においては転換しなければならぬ。転換する場合には、国の適当な援助とか何とかいうことを具体的にはどういう方法でやるか。そのやり方いかんによつては、やらないで済ましてしまふことになる危険性もあるわけですから、やはり法律で規制する以上は、法律できちっと転換が行なわれるということは十分考えなければならぬ。それだけの費用の援助というものを、どの程度予算措置なりあるいは具体的なかの金融措置を考慮しておるかということ伺いた

い。それから、あわせて費用の見込みというふうなものをお考えになつておられるか。

○齋藤(常)政府委員 転換をいたします場合の財政的と申しますか資金的な援助につきましては、私どもが当初考えましたのは、なるべく低利の融資をすることによりまして転換がすみやかになるようにということをお考えしたのでございます。そういうことで、三十七年度の予算を編成するにあたりまして、政府の金融機関と申しますか、そういうふうなところから何らかの形で融資がいくようにということで努力したわけでございまして、その点は成功しなかつたわけでございまして、この点はまことに申しわけないと

思っております。しかしながら、中小企業金融公庫でございまして、一部では開発銀行等におきまして、一部ではございまして、この転換のための方の融資によりましてこれを促進していきたい、こういうふうな考えでおる次第でございます。

なお、大阪の場合におきましては、公共団体におきまして、公共団体が市中銀行に一定の金額を預託いたしました、その預託された資金をもとにいたしまして、さらにこれにつけ加え市中銀行から融資しておるわけでございまして、そういうものに対して国がどういふふうな援助をしていくかということは今後の問題であるかと考えております。

それから、お話しのごさしました転換にどの程度の資金がかかるかということにつきましては、一坪につきまして大体六千円ないし一万円程度の資金がかかるということをおつております。それは大阪について検討して出てきた数字でございまして、建物によりましていろいろの補強工事等もしなければならぬ場合も出てくる場合がありますので、ケース・バイ・ケースによつて若干違つて参りますけれども、大体そのくらいの見当になつておるわけでありまして。

○石川委員 坪六千円から一万円だとこれは相当な費用になると思うので、いろいろの改造、入れかえたり、家をこわしたりするようになるのですね、そういう費用になることも考えますけれども、そうなりますと、全体としてこの転換の対象になるものを全部含めると一体どのくらいの概算になる

かという点も考えて、それに対する融資をどうするのだというところまで考えないと、そう強制的な規制をやつてみても実効に乏しい、ひいては国土の保全の目的に沿ふぬということになるおそれがあると思ひますが、その辺はどうお考えになつておりますか。

○齋藤(常)政府委員 おつしやる通りであります。このような転換を強力に推進する場合におきまして、その裏づけとしてできるだけの資金的な援助と申しますか、そういうものがなければいかぬというところは、私どもその通りと考えております。その点につきましては、先ほど申し上げましたようなことで、いろいろの方面から資金が十分になるように今後十分に努力していきたい、かように考えております。

○石川委員 もう私質問をやめますけれども、この質問を通じて感じますことは、地盤の沈下というものの原因を調査するということは非常にむずかしい問題だということは、よくわかりましたけれども、これは急速にしかも慎重に、先ほど言ったように限定された地域というだけでなくして、影響のある全体の地域に対する適用ということも含めないと完全な対策にはならないというところを考へます場合に、今の程度の調査のあり方ではどうも心もとないという感じがする。正直申しましても、心もとないという感じを受けるのと同時に、最後に質問をいたしました資金の問題についても、ほんとうにこれをやるという熱意があるなら政府の資金を融資するというところまで慎重な配慮がなければ実効が期待できない、こう思ひますが、その点について建

設大臣の御意見を承りたいと思ひます。

○中村国務大臣 私どもとしましては、御指摘の通りでありまして、この法律を円滑に施行し、効果を上げるためには資金的な措置について政府が十分の努力をいたすべきであると考えております。ただ、昭和三十一年度の予算編成にあたりましては、私どもこの立法の予定を持っておりますので、その予定の上に立ちまして、実は予算編成上財政投融資等の方法によりまして、政府機関による金融機関から正規の資金的な援助の道を開きたいと思ひまして努力しましたが、まだ法律も制定されてない段階でございましてので、思うような成果を上げることができなかつたわけでございまして。そこで、さしあたりは先ほど住宅局長が申し上げましたような方法によつて実施をはかつていきたいと思ひますが、いよいよこの法律が、国会の議決をいたさしまして成立いたしましたならば、その際には明年度から何とかわれわれがかねてから考えておりましたような方途を実現に移したい、かように考えておりますので、この点につきましては私どもとして全力を尽くして参りたいと思ひます。

○石川委員 今の答弁で大体了解いたしますが、大阪、尼崎、江東地区の地盤沈下というものは、きわめて深刻な問題だということは私が現実に見て痛感しているところでありまして、これは常識で申し、今さら申すまでもありませんが、その原因はほとんど地下水だということ、これも定説に近いと思ひます。そうなりますと、これは国土保全の立場からきわめて重大だとい

場合に、ただ規制するという法案だけでは完備ではないというふうに感じますので、この資金をどういふふうに移資するかというふうな点も、十分に予算的措置も含めて配慮しなければならぬ、こう考えますので、その点を要望いたしまして私の質問を終わります。

○二階堂委員長 他に御質疑はございませんか。——他に御質疑はないようでありまして、本案に対する質疑を終局するに御異議ありませんか。

○二階堂委員長 御異議なしと認め、本案に対する質疑は終局いたしました。

○二階堂委員長 引き続き、本案を討論に付するわけでありまして、討論の通告がありませんので、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○二階堂委員長 御異議なしと認め、本案を採決いたします。

○二階堂委員長 御異議なしと認め、本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○二階堂委員長 起立議員。よつて、本案は原案の通り可決いたしました。お諮りいたします。ただいま議決いたしました本案に対する委員会報告書の作成に關しましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○二階堂委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次会は来る二十日金曜日午前十時理事会、同三十分より委員会を開会す

ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十六分散会

〔参照〕

建築物用地下水の採取の規制に関する法律案（内閣提出第一四一号）（参議院送付）に関する報告書  
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十七年四月二十五日印刷

昭和三十七年四月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局